

改正労働基準法が施行されました

長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や仕事と生活の調和を図ることを目的とする「労働基準法の一部を改正する法律」が、平成22年4月1日より施行されています。以下に改正のポイントを掲載していますので、長時間労働の抑制等に向けた積極的な取組をお願いします。

改正のポイント

1. <時間外労働の割増賃金率が引き上げられます>

(中小企業については、当分の間、適用が猶予されます)

(1) 月60時間を超える法定時間外労働の割増賃金率は、50%以上

現行

改正後

法定労働時間(1週40時間、1日8時間)を超える時間外労働(法定時間外労働)に対しては、使用者は25%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

1か月60時間を超える法定労働時間に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

※ 中小企業については、法の施行3年経過後に改めて検討することとされています。

猶予される中小企業

業種	資本金の額または出資の総額	または	常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下	または	100人以下
卸売業	1億円以下	または	100人以下
その他	3億円以下	または	300人以下

(2) 代替休暇

過半数組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)、それがいない場合は過半数代表者(事業場の労働者の過半数を代表する者)との間で労使協定を締結すれば、引き上げ分の割増賃金の支払いに代えて有給休暇(代替休暇)を付与することができます。

2. <年次有給休暇を時間単位で取得できるようになります>

過半数組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)、それがいない場合は過半数代表者(事業場の労働者の過半数を代表する者)との間で労使協定を締結すれば、年に5日を限度として、時間単位(※)で有給休暇を与えることができます。(時間単位年休)

※ 分単位など時間未満の単位は認められません。

※ 労働者が希望し、使用者が同意した場合であれば、労使協定が締結されていない場合でも、日単位取得の阻害とならない範囲で半日単位で与えることが可能です。今回の改正後も半日単位の年休については取り扱いに変更はありません。

3. 割増賃金引き上げなどの努力義務が労使に課されます

現行

改正後

法定時間外労働を行わせるためには、①1日 ②1日を超え3か月以内の期間 ③1年間のそれぞれについて、限度時間の範囲内で、延長することができる時間を労使で協定しなければなりません。「36協定」
②③の期間について限度時間を超えて働かせる場合は、時間数や手続き等について、労使で協定しなければなりません。「特別条項付36協定」

「時間外労働の限度に関する基準」が改正され、労使で特別条項付36協定を結ぶ際には、新たに、
(1) 限度時間を超えて働かせる一定の期間(1日を超え3か月以内の期間、1年間)ごとに、割増賃金率を定めること
(2) (1)の率を法定割増賃金率(2割5分以上)を超える率とするよう努めること
(3) そもそも延長することができる時間数を短くするよう努めること

が必要になります。

問い合わせ先

大分労働局労働基準部監督課
大分労働基準監督署

☎536-3212
☎535-1512

大分市子育て支援サイトをご存じですか?

大分市では、子育てに役立つ行政情報と民間情報を合わせて発信する子育て支援サイトを開設しました。子育てに役立つ施設の地図情報やイベント情報、パパ・ママ同士で気軽に相談したり、疑問を解決できるコミュニティサイトもサイト内に開設しています。仕事と子育ての両立のためにもぜひご利用ください。

・認可保育所の一時預かり
・ファミリー・サポート・センター
・病児・病後時保育
・子育て短期支援事業
など、仕事と子育ての両立を目指す家庭に必要なサービスを掲載しています。

<地図情報>
・保育園、幼稚園、病児・病後時保育施設などの地図情報、施設情報を掲載しています。
<イベント情報>
こどもルームや美術館等のイベント情報を調べることができます。

<子育てコミュニティサイト>
「大分市の子育てに関する情報交換がしたい。」
「気軽に悩み相談したい。」
今すぐアクセスして、子育て仲間を増やしましょう!

大分市子育て支援サイト

<http://www.motto-oita.jp/>

携帯電話からもアクセスできます。



問い合わせ先 大分市子育て支援課 ☎537-5619

ホームページセミナーを開催します

このセミナーは、大分県が富士通エフ・オー・エム株式会社へ委託し、実施するセミナーです。

- <講習内容> ホームページを、どのように企業活動に活用できるのかを中心に、効果的な運用と事例を紹介し、ホームページの利用目的についてお伝えします。
- <開催会場> 大分商工会議所
- <日程> 平成22年7月8日(木) 13:00~16:00
- <受講対象> ホームページについて、基本的な内容を習得したい中小企業の経営者もしくは担当責任者(1企業1名様)定員は25社となります。
- <申込締切> 平成22年6月30日(水)
- 問い合わせ先 富士通エフ・オー・エム株式会社 大分事業所 セミナー事務局
☎0120-429-105 (受付時間9:00~17:00) ※土日を除く

「経営無料相談会」のお知らせ

中小企業の経営課題に対応するための診断・助言を行う専門家である中小企業診断士が、毎月1回、県立図書館において相談会を実施しています。

相談会は無料ですので、経営上の悩みがある中小企業者の方は、ぜひご相談ください。

- <相談内容> 経営相談全般
- <日時> 平成22年5月~平成23年3月までの第2日曜日(23年2月のみ第3日曜日)
(6月13日、7月11日、8月8日、10月10日、11月14日、12月12日、
1月9日、2月20日、3月13日)
午後1時30分~午後4時30分
- <場所> 大分県立図書館2階閲覧コーナーの一角(ブースは2箇所)
- <相談員> 社団法人中小企業診断協会大分県支部会員
- 問い合わせ先 社団法人中小企業診断協会大分県支部 ☎549-4050



お知らせ

次号は、「改正障害者雇用促進法」などに関する情報を収集して、2010年9月に発行する予定です。

今後も、雇用・労働に関する様々な情報をお届けしますので、ぜひ本紙をご活用ください。

ワークLIFEおおいた 2010年6月発行

大分市 商工農政部 商工労政課
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
TEL:097-537-5964 FAX:097-533-9077
E-MAIL:rousei@city.oita.oita.jp
↓ 大分市ホームページからもご覧いただけます ↓
<http://www.city.oita.oita.jp/>

ワークLIFE おおいた

仕事と生活の調和を 図ろう!

第5号

2010
Jun



◆ 掲載内容 ◆

- 改正労働基準法が施行されました
- 大分市の子育て支援サイトをご存知ですか?